

愛川町監査委員公表第4号

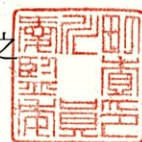
地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月11日

愛川町代表監査委員 小林 晴 男



愛川町監査委員 阿部 隆 之



1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和6年10月30日から11月8日まで

3 監査の対象及び方法

建設部道路課、都市施設課、下水道課及び水道事業所所管の令和6年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその実績、負担金、補助金、交付金、使用料、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和6年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

道路課、都市施設課、下水道課、水道事業所

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、口頭により指導した。

6 意見

（1） 児童遊園地について（都市施設課）

現在、町内には児童遊園地が56箇所整備されています。

近年、子ども達の遊びも多様化しているほか、夏の危険な猛暑もあいまって、屋外で子ども達が遊んでいる姿を見かけないものであります。

こうした中、児童遊園地については、町や地元行政区により適切に管理していただいているところではありますが、現代の人口減少社会や超高齢社会の進行に加え、本町の財政状況や職員配置状況等を鑑みますと、この先、除草作業等の維持管理コストが増加することや、使われない公園が増えていくことが想定されますことから、今後、地域住民の意見なども伺いながら、児童遊園地の在り方について研究していただくことを期待しています。

(2) 下水道使用料について(下水道課)

下水道使用料の収入未済額の縮減については、未払い世帯に対する水道事業所職員との合同による戸別納入指導等、未納額回収のため様々な取り組みを行ってきた結果、収入未済額が減少しているとのことであり、これまでの努力を評価いたします。

引き続き、収入未済額の縮減に努めていただきたい。

(3) 災害対策について(水道事業所)

水道施設は、町民の生活には欠くことのできないインフラであり、特に大規模地震等の災害が発生した場合には、町民の安全・安心を確保するために最も重要なライフラインのひとつであります。

このため、水道事業所においては、戸倉浄水場浸水対策や耐震性の強い管への布設替工事をはじめ、水中ポンプや発電機、非常用ウォーターバックなど災害時においても飲料水を供給するための資材なども計画的に整備しているとのことですが、引き続き、災害に強い施設整備などの推進に努めていただきたい。

(4) 年次有給休暇等の取得について(共通要望)

年次有給休暇及び夏季休暇の計画的な取得については、これまでも申し上げておりますが、いまだに取得日数が少ない職員が見受けられます。

各所属長におかれましては、職員の健康管理に十分留意されるとともに、職員の心身のリフレッシュが図れるよう、休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努めていただきたい。